

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2018. 2. 26 VOL. 14-3

本号の内容

- ★今年度の政策法務研修の概要と結果
- ★重要裁判例：処分等の判断をする際の考慮のあり方
～「日光太郎杉事件」から学ぶ～
- ★自治体執行法務の留意点 ～いわゆる民泊新法を題材に～

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務班 中庁舎7F

電話 043-223-2166

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp



今年度の政策法務研修の概要と結果

「超入門」「解釈・運用」「立法」という3つの課程が用意されている
パワーアップ研修を中心に、その概要と結果について紹介します。

千葉県では、全庁的な政策法務能力等の向上を図るための取組みの一つとして、政策法務研修（パワーアップ研修）を実施しています。以下では、研修で講義した「政策法務」について簡単に触れた上で、今年度の各研修について紹介します。

○「政策法務」とは

「政策法務」とは、法（法律や条例など）を課題解決・政策実現の手段ととらえ、そのためにどのような解釈・立法・訟務が求められるかの検討・評価をし、実行することです。

自治体は、自らの課題の解決に当たっては、国の法解釈や従来の先例を所与の前提とせず、地域・現場の実情を踏まえつつ自主的・自立的に、課題解決に向けて最も適合するよう法の解釈・運用をすることが求められています。また、新たな行政課題に対して現行法令で対応できない場合には、これを補完するための自主条例を制定することが求められています。さらに、自治体は、争訟を意識し、政策のリスク計算をします。不必要な争訟を回避することはとても重要ですが、仮に課題解決のために役立つのであれば、必要に応じ争訟を活用することも考えられます。

○政策法務研修（パワーアップ研修）

今年度実施した政策法務研修は、以下のとおりです。

・ 超入門研修

政策法務の基本的な考え方・手法についての講義を行いました。また、演習では、法律や条例の基本的な構造についての理解を深めるため、条例のチャート化を行いました。

コラム 法律を読む技術（チャート化）

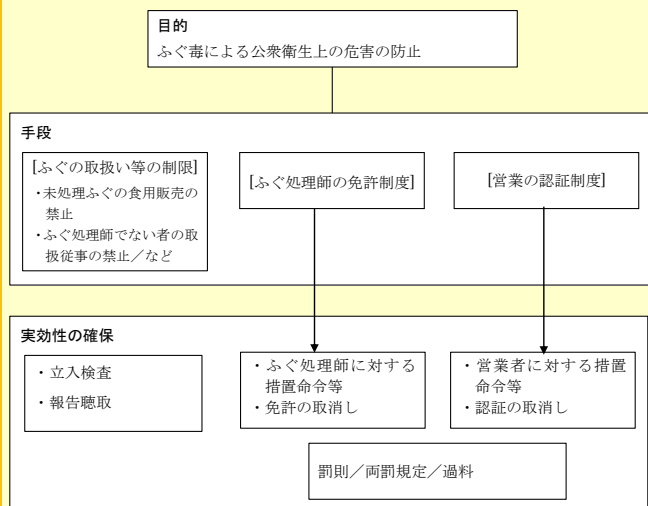
法律や条例のチャート化は、その構造、趣旨及び全体像の把握がしやすくなる効果があります。

まず、**目的**→**手段**→**実効性の確保**という枠を作り、条文を第1条から読みながら、それぞれにキーワード（見出し等）を加えます。

法律や条例には、基本的な「型」があり、「規制型」、「政策フレーム型」の2つが代表例として挙げられます。超入門研修で取り上げた「規制型」の条例については、『目的』、それを達成する『手段』、それを実現するための『実効性の確保』という三段構成でできていると考えると理解しやすいでしょう。

皆さんも、担当されている法律や条例をチャート化してみたいはいかがでしょうか。

参考：ふぐの取扱い等に関する条例チャート図



※必要に応じて、より詳細に作成

・ 解釈・運用研修

法律や条例の解釈・運用の考え方を中心に政策法務概論の講義を行いました。

また、演習では、ある行政課題に対して、法律や条例をどう解釈して、その問題を解決するか、各グループで議論しました。

・ 立法研修

政策法務概論に加え、条例制定の流れや課題を解決する手段である行政手法について、講義を行いました。また、演習では、ある行政課題を解決するために、条例の根拠となる立法事実を踏まえた上で、どのような行政手法を使うべきかを考え

条例のチャート図を設計しました。

参考：平成29年度政策法務研修 受講者数

研修名	受講者数
超入門研修	29名
解釈・運用研修	20名
立法研修	19名
合計	68名

○受講者の声

- ・『政策法務』に対しては難しいイメージしかなかったが、研修を受けて、身近なものであることを学んだ。
- ・チャート化などのスキルを実務に活かしていきたい。
- ・条例を制定する手順や検討に当たっての留意点などをつかむことができた。

○その他

政策法務課では、今年度、政策法務研修（パワーアップ研修）のほかに、新規採用職員研修における政策法務の講義・演習（受講者総数510名）、出前講座として2所属を対象に行政手続制度研修（受講者総数24名）を実施しました。

来年度も同様に、政策法務研修（パワーアップ研修）の開催を予定しています。職員の方のご参加をお待ちしています。



市町村研修生体験記

◆政策法務班の業務と感じたこと

東金市より政策法務課政策法務班に研修生として派遣された私は、「庁内の法律相談」、「条例策定支援」、「行政手続条例に基づく意見公募手続への対応」、「政策法務ニュースレターの作成」に携わりました。

法律相談・意見公募手続への対応では、担当課へ適切な助言をするために、専門的な文献を頑張って読み込みました。また、担当課と法令の解釈の方向性に違いが生じた際、当方の解釈に至る理由・根拠等を簡潔に、納得していただけるように説明をすることは大変でしたが、納得していただいたときには、大きな達成感を感じました。

◆今後の抱負

この一年で、左記業務に関する知識・技術のほか、県職員の方の業務への姿勢についても勉強させていただきました。特に、国や他の自治体等への目配りなど視野を広く持ち業務に当たられている姿勢は、自分には不足しているところだと痛感しました。こちらで勉強させていただいたことを持ち帰り、今後の業務に活かしていきたいと思えます。

最後になりますが、これまで温かく見守ってくださった県職員の方の皆さま、本当にありがとうございました。（永嶋あきら輝）

処分等の判断をする際の考慮のあり方 ～「日光太郎杉事件」から学ぶ～

日光太郎杉事件控訴審判決〈東京高裁昭和48年7月13日〉

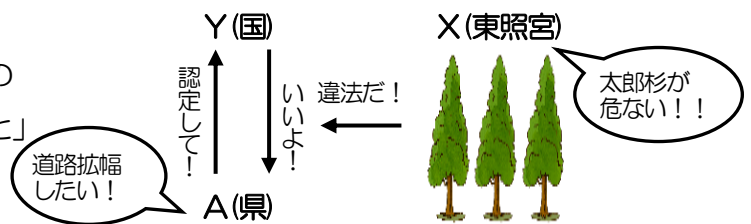
事件の概要

- 栃木県知事（A）は、日光国立公園内にある国道を拡張するため、由緒ある太郎杉（樹齢推定500年以上、高さ40m）をはじめとする巨杉15本を伐採する計画を立てました。
- 土地所有者である宗教法人東照宮（X）はこれに反対し、土地の買収に応じませんでした。
- そこで、Aは土地収用の前提となる事業認定の申請を行い、国（Y）から認定を受けました。
- これに対しXは、Yの事業認定は違法であると主張して、その取消しを求める訴えを起こしました。

※なお、本件では他にも関連する裁判が提起されていますが、事業認定の違法性に絞って紹介をします。

争点は？

事業認定の要件の1つである「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」（土地収用法20条3号）を満たしているか？



判決のポイント

- ①土地収用法20条3号の要件を満たすか否かについて、Yには裁量（判断の余地）が認められる。
- ②裁量が認められる場合でも、Yの判断が本来最も重視すべき事項を軽視し、その結果当然に考慮すべき事項について考慮を尽くさず、また、本来考慮すべきでない事項を考慮に入れるなど、判断方法ないし過程に誤りがあったものと認められるときは、違法となる。
- ③Yの判断は、本件土地が国民にとってかけがえのない文化的財産であり、かつ復元困難なものであることを軽視し、本件土地を保全するための代替案として別ルートを検討するなどの考慮を尽くさなかったこと、東京オリンピック（1964年）の開催による一時的な交通量増加の予想という本来考慮に入れるべきでない事項を考慮に入れたこと等の点で、判断の過程に誤りがあり、違法である。

実務での注意点は？

- 本判決では、行政に裁量が認められる場合でも、判断の仕方や過程に誤りがあれば違法となることが判示されました。
- 許認可等の事務などで行政の判断に裁量が認められる場合でも、本判決のように考慮要素の取捨選択や重みづけの適否について裁判所が審査を行うようになっているため、判決のポイントを踏まえて判断をすることが必要です。
- また、行政が判断をする際には、様々な価値の対立をどう調和させるのかの視点（右図参照）を持つことも重要です。

※判決原文は、裁判所のホームページをご覧ください。

【図】価値の対立（日光太郎杉事件の場合）



http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/123/018123_hanrei.pdf

新法が制定されたら!?
自治体執行法務の留意点
～いわゆる民泊新法を題材に～



●●はじめに●●

政策法務というと自主条例の立案が脚光を浴びることが多いですが、法令の執行法務もまた重要です。そこで平成30年6月に本格施行される住宅宿泊事業法（いわゆる「民泊新法」）を例に、新規制定法の執行法務の留意点を上げます。

民泊新法では、住宅の空き部屋やマンションの一室などを利用して有料で宿泊させる「民泊」を営業しようとする者は、都道府県知事等への届出が義務付けられます。また、都道府県知事等は民泊の監督・指導権限を行使することになります。

●●民泊新法施行に伴う法執行上の課題●●

民泊新法施行に際し、執行法務の主な留意点（県の視点）の概略は以下のとおりです。

（１）庁内体制の検討

自治体における新法の執行に当たっては、所管課決めという組織体制上の課題をクリアする必要があります。法律の目的や内容、所管省庁、既存事務の執行との比較などにより、ある意味「縦割りの」に所管課が決まってしまうことも多いのではないのでしょうか。

この点、民泊新法は、法の目的が観光振興（積極面）と業務の適正運営の確保（消極面）の両面を有することや、関係する法令（旅館業法、都市計画法、建築基準法など）が多岐にわたるなどの特徴があります。

これらを踏まえ、所管課と関係各課との連携も意識して、庁内の執行法務体制を検討することが重要です。

（２）市町村との連携・協力

民泊事業から生じる様々な生活環境上の問題（騒音問題、ゴミ問題、犯罪、近隣住民とのトラブルなど）をみると、県による事務処理だけでは解決できないものもあるでしょう。

直接、市町村に苦情が行ってしまう可能性や、問題の内容によっては市町村の事務に馴染むものもあるかもしれません。

県が適切に監督権限を行使することができる体制を整備することは勿論ですが、市町村との連携・協力が重要になってくるでしょう。

（３）情報収集の必要性・許容性

庁内及び市町村との連携・協力を当たっては、関係行政機関が監督・指導を行うに際して情報共有を行うなど職務共助の必要性があります。

一方で、民泊営業があくまでも個人（又は法人）が所有する「住宅」を用いて行う営業である特徴も踏まえる必要があります。個人情報をもとより法人情報の収集や取扱いにおいて、調査に必要な範囲内といえるか、他の行政機関に情報提供が可能かどうかなど、慎重に対応する必要があります。また、都道府県知事への民泊事業の届出にはオンラインシステムも活用される見込みです。これによりシステム上の情報共有や管理の問題もでてくるでしょう。

コラム 民法改正により自治体法務に影響が…!!

執筆の日は雪が降っていましたが、政策法務班では早くも民法改正の話題で花が咲きました。

- 班 長：最近、民法改正の本をよく見かけるようになったよね。主に債権分野が改正されるようだけど、いつから施行されるの？
- 班員A：たしか……改正法の施行日は、一部の規定を除き、平成32年(2020年)4月1日だったかと……。
- 班 長：県の実務に何か影響があるのかなあ？
- 班員B：消滅時効期間の統一化で「債権行使ができる時から10年、知った時から5年」になるあたりでしょうか。その他に、法定利率の引下げなど、県の債権管理に影響しそうです。
- 班員C：要綱などの改正の必要性も見ておかないと…。あと、システム改修なども必要になりそうです。
- 班員D：他にも、いろいろと改正されているようですよ。
- 班 長：では、続きは来年度のニューズレターでぜひとも取り上げていきましょう。